訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、当事業所は地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師除く)がオンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

令和6年10月1日より算定 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

- 1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に 規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
- 2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
- 3. 医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションを実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行う事について、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- 4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和6年10月1日 医療法人おくら会 訪問看護ステーションげいせい